

令和 9 年度 税制改正 要望事項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(金融庁総合政策課)

項 目 名	OECD の新国際課税ルールに係る所要の措置		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	OECD の新国際課税ルールに係る国内法の整備については、国内金融機関に過度な事務負担が生じることのないよう、実務に配慮した措置を講じること。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 OECD の新国際課税ルールに係る国内法の整備については、実務に配慮した措置を講じることにより、国内金融機関に過度な事務負担が生じることがないようにすることで、国内金融機関の保護を図る。 (2) 施策の必要性 2021 年 10 月に国際的に合意された新国際課税ルールに関して、我が国においても、令和 5 年度税制改正により新国際課税ルールの第 2 の柱（グローバル・ミニマム課税）のうち所得合算ルール（IIR）、令和 7 年度税制改正により軽課税所得ルール（UTPR）及び国内ミニマム課税（QDMTT）が法制化された。 追加のガイダンス等 OECD において議論されるものについては、法整備が検討されているところ。 国内法の整備にあたっては、国内金融機関に過度な事務負担が生じることのないよう、実務に配慮した措置を講じる必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	OECD の新国際課税ルールに係る国内法の整備については、国内金融機関の実務に配慮した措置を講じること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	OECD の新国際課税ルールの適用がある国内金融機関が対象となる見込み。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	新たな税制の導入にあたり、実務に配慮した措置を講じることとは、国内金融機関の適正な業務遂行に資することが見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	新たな税制の導入にあたり、実務に配慮した措置を講じることとは、国内金融機関の適正な業務遂行に資するため、妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		令和６年度からの継続要望である。